

別表

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	
			市町村	民間団体
対面相談事業	知事が必要と認めた額	事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（電話・SNS相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る）、負担金、補助金	1／2	10／10 以内
電話・SNS相談事業				
人材養成事業				
普及啓発事業				
自死遺族支援機能構築事業				
計画策定実態調査事業				
若年層対策事業	知事が必要と認めた額	事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（若年層対策事業及び災害時自殺対策継続支援事業に係る電話相談事業及びSNS地域連携包括支援事業及び深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金、補助金	2／3	10／10
SNS地域連携包括支援事業				
深夜電話相談強化事業				
自殺未遂者支援事業				
ゲートキーパー養成事業				
災害時自殺対策継続支援事業				
自殺未遂者支援・連携体制構築事業	知事が必要と認めた額	事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（ハイリスク地対策事業に係る工事並びに災害時自殺対策事業及び地域特性重点特化事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金、補助金	10／10	10／10
災害時自殺対策事業				
ハイリスク地対策事業				
自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業				
若者の自殺危機対応チーム事業				
地域特性重点特化事業				